

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府28-33(政策10-施策①))

施策名	原子力防災対策の充実・強化				担当部局名	政策統括官(原子力防災担当)	作成責任者名	参事官 溝口 宏樹				
施策の概要	原子力については、万一の事故にも機能する防災体制を日頃から整備しておくことが重要であり、特に原子力施設周辺地域における取組を支援することにより、これらの災害対策の充実・強化を図る。				政策体系上の位置付け	原子力災害対策の充実・強化						
達成すべき目標	原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地域原子力防災協議会での活動を通じ、国と自治体が一体となって地域防災計画、避難計画の充実・強化を行うとともに、十分な計画の具体化が進んだ地域においては、それらを取りまとめた「地域の緊急時対応」について地域原子力防災協議会、原子力防災会議で確認、了承を行う。さらに、計画の策定後も原子力総合防災訓練や自治体の防災訓練を通して、計画の改善に努めていく。				目標設定の考え方・根拠	原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号) 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第85条第6項 特別会計に関する法律施行令(平成19年政令第124号)第51条第7項第1号イ、第5号	政策評価実施予定時期	平成29年8月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
1 市町村の地域防災計画(原子力災害対策編)策定状況(福島県内を除く)	119市町村	25年度	122市町村	28年度	-	122市町村	122市町村	-	-	-	-	原子力災害対策重点区域に含まれる市町村(福島県内を除き122市町村)においては、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法の規定により、防災基本計画及び原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針に基づき地域防災計画・避難計画を策定する必要がある。これに関し、国として地域原子力防災協議会※の枠組みを通じ積極的に支援を行っているところ。こうした地域防災計画の策定・見直し件数は、原子力防災対策の進捗状況を示すものであることから、測定指標として適当である。なお、福島県内に関しては全住民が避難したままの自治体があることから、測定指標の基準値・目標値には含まないこととした。 ※内閣府が、原子力防災会議決定に基づき、原子力発電所が所在する13地域ごとに、関係省庁、地方公共団体等を構成員とする地域原子力防災協議会を設置。
					121市町村	121市町村	-	-	-	-		
2 地域原子力防災協議会、原子力防災会議における「地域の緊急事対応の確認、了承」の状況(確認・了承済み地域数)	計0地域	25年度	計6地域	28年度	-	計3地域	計6地域	-	-	-	-	防災基本計画において、「国、地方公共団体等は、各地域の地域原子力防災協議会において、避難計画を含むその地域の緊急時における対応が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的にかつ合理的なものであることを確認する」、「内閣府は、原子力防災会議の了承を求めるため、同協議会における確認結果を原子力防災会議に報告する」とされている。この原子力防災会議による了承の件数は各地域の緊急時対応のとりまとめの進捗状況を表しているため指標として適切である。目標値については人員の増強を踏まえ、27年度実績の計3地域(2地域増)から、28年度は計6地域(3地域増)とした。
					1地域(川内を了承)	計3地域(伊方、福井(高浜)を了承)	-	-	-	-		
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)							測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
					26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
3 地域原子力防災協議会が関わる総合的な原子力防災訓練の実施状況	実施	12年度	実施	28年度	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	原子力総合防災訓練は、原子力災害対策特別措置法に基づき、総理、閣僚から自治体首長や事業者まで含めた総合的な訓練を行うことで、組織の対応能力の検証と向上を図るとともに、訓練結果の評価を通じて原子力災害対策マニュアル、地域防災計画等を検証・改善し実効性を高めることを目的としている。この訓練は毎年度特定の地域で行っているが、これを継続して実施することは、PDCAサイクルを通じ、原子力防災対策を充実・強化するために重要であるため。
					実施(志賀地域)	実施(伊方地域)	-	-	-	-		
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					平成28年行政事業レビュー事業番号	
	25年度	26年度	27年度	28年度								
(1) 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金(昭和55年度)	12,024(4,469)	18,775(13,000)	14,048(8,167)	12,257	1.2	原子力災害対策重点区域において、原子力災害から地域住民の安全を確保するために、地方公共団体が講じる原子力防災対策に対して所要の支援を行う。					50	
(2) 原子力施設等防災対策等交付金(平成24年度)	4,559(1,181)	4,239(2,116)	2,077(1,962)	-	1.2						17	
(3) 原子力災害対策施設整備事業(平成24年度)	32,847(5,403)	25,891(17,544)	4,441(3,843)	-	1.2						-	
(4) 原子力災害対策事業(平成26年度)	-	9,000(0)	19,000(5,142)	-	1.2						49	
(5) 原子力防災計画関連調査委託費(平成27年度)	-	-	40(20)	87	1.2,3	各地域防災計画(資料編)に掲載されている地域情報の収集・調査等を行い、関係省庁、自治体等で共有を行う。					152	
(6) 原子力防災海外調査・国際協力事業等委託費(平成28年度)	-	-	-	50	1.2,3	海外制度の調査・研究、国際会議・セミナー等の開催を通して、IAEAの国際基準等や諸外国の制度・運用を把握し、オフサイトの原子力防災に係る取り組みの継続的な充実・改善を行う。					新28-005	
(7) 原子力防災基礎研修事業委託費(平成28年度)	-	-	-	169	1.2,3	原子力防災業務に従事する地方公共団体職員等の防災能力の向上を図り、地域原子力防災体制の強化を行う。					新28-006	
施策の予算額・執行額	49,430(11,053)	57,904(32,660)	39,606	12,563	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					・「地域防災計画の充実に向けた今後の対応」(平成25年9月3日原子力防災会議決定) ・「総理施政方針演説」(平成27年2月12日)(該当部分)「国が支援して、しっかりとした避難計画の整備を進めます」 ・「経済財政運営と改革の基本方針2015～経済再生なくして財政健全化なし～」(骨太方針)(平成27年6月30日閣議決定) ・「日本再興戦略改訂2015」(平成27年6月30日閣議決定)		

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府28-34(政策10-施策②))

施策名	原子力被災者生活支援の推進				担当部局名	政策統括官(原子力防災担当)	作成責任者名	原子力被災者生活支援チーム 参事官 白神 孝一				
施策の概要	帰還困難区域の境界に設置しているバリケードの維持管理などの、帰還困難区域の入域管理を行う。また、①帰還困難区域内の住宅、田畑、墓地等の維持管理などのために入域を希望する住民、②当該区域内の(広域的な)公共施設等の復旧や防災・防犯対策のために入域を希望する復旧作業員、消防官・警察官等について、安全な入域を確保するために必要な被ばく管理等を行う。				政策体系上の位置付け	原子力災害対策の充実・強化						
達成すべき目標	①帰還困難区域の住民のふるさとへの帰還意識の維持、②当該区域内の財物やインフラ等の最低限の維持管理、③他地域も便益を受けることのできる広域的な公共施設等の復旧等を促進することができる。この結果、帰還困難区域の将来の復旧復興を円滑に行える環境が整備されるだけでなく、(帰還困難区域内の広域的な公共施設の復旧等により)他地域の復旧復興の促進にもつながる。				目標設定の考え方・根拠	ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域に関する基本的な考え方及び今後の検討課題について(平成23年12月26日原子力災害対策本部決定)	政策評価実施予定時期	測定指標1及び2について、目標が達成されなかった年の翌年度の8月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値							
					26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
1 帰還困難区域の境界にバリケードを設置するとともに、バリケードの維持管理等の実施日数	365日もしくは366日	平成27年度	365	平成28年度	365	366	365	-	-	-	-	帰還困難区域は放射線量が高いため、厳格な入域管理が実施されること(平成23年12月26日原子力災害対策本部決定)となっているため。
2 入域を希望する住民、復旧作業員、消防・警察等について、安全な入域を確保するために必要な被ばく管理等の実施日数(うち住民等の一時立入り実施日数)	365日もしくは366日	平成27年度	365	平成28年度	365(208)	366(215)	365(217)	-	-	-	-	帰還困難区域は放射線量が高いため、厳格な入域管理とともに、退出時のスクリーニング実施など、被ばく管理等が実施されること(平成23年12月26日原子力災害対策本部決定)となっているため。
参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由						
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度							
1 内閣府で実施する住民一時立入りによる立入り世帯数(累計)	-	-	23,569	21,943	集計中	本施策は帰還困難区域の厳格な入域管理や、入域を希望する住民等の安全な入域を確保するために必要な被ばく管理を行うことが目的として実施しており、参考指標までであるが、実際に本施策を利用した住民の世帯数の実績を記載する。						
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					平成28年行政事業レビュー事業番号	
	25年度	26年度	27年度	28年度								
(1)理・被ばく管理等(平成25年度)	4,170(3,638)	4,681(4,563)	4,000	4,500	1,2	帰還困難区域の境界に設置しているバリケードの維持管理などの、帰還困難区域の入域管理を行う。また、①帰還困難区域内の住宅、田畑、墓地等の維持管理などのために入域を希望する住民、②当該区域内の(広域的な)公共施設等の復旧や防災・防犯対策のために入域を希望する復旧作業員、消防官・警察官等について、安全な入域を確保するために必要な被ばく管理等を行う。					0018	
施策の予算額・執行額	4,170(3,638)	4,681(4,563)	4,000	4,500	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について(平成23年12月26日 原子力災害対策本部決定)						

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府28-39(政策12-施策④))

施策名	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する広報啓発、調査研究等				担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(総合調整第2担当)相川哲也				
施策の概要	社会全体のバリアフリー・ユニバーサルデザインに関する取組を一層推進するため、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」に基づき、その推進に関して功績のあった者に対する表彰による優れた取組の普及・啓発の促進を図る。				政策体系上の位置付け	共生社会実現のための施策の推進						
達成すべき目標	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱に基づく施策を着実に推進する。				目標設定の考え方・根拠	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱	政策評価実施予定時期	平成29年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
1 バリアフリーの認知度	94%	平成20年度	100%	平成28年度	100%	100%	100%	-	-	-	-	国民誰もが、障害者や高齢者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深め、自然に支え合うことができるようにするため、バリアフリーの認知度の増加を目標とする。 バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱(バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する関係閣僚会議決定)において、バリアフリーの認知度については、平成24年度に100%とすることとされていることから、引き続き目標値を100%とする。
2 調査結果の活用状況の検証(ホームページのアクセス数)	496件	平成23年度	前年度以上	平成28年度	前年度以上	前年度以上	前年度以上	-	-	-	-	
参考指標					年度ごとの実績値							参考指標の選定理由
	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度			
5年ほど前と比べて、建築物のバリアフリー化が進んだと思う人の割合	-		-		47.2%		53.6%		42.7%			調査報告等を作成するうえでは、施策の方向性等に留意しつつ有用性や活用状況等についてを把握しつつ、調査の有用性や活用状況をホームページのアクセス数などにより検証し、次年度以降の調査に反映する。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等						平成28年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度	27年度	28年度								
バリアフリー・ユニバーサルデザイン施策推進経費(平成14年度)	5(3)	5(3)	5(3)	5	1,2	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰の実施とともに、受賞事例について、ホームページ上での公表及び事例集の作成・配布を行い、この分野に関する優れた事例を広く周知することにより、各地域でバリアフリー・ユニバーサルデザインに取り組んでいる関係者の意欲の向上を図り、社会全体のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に寄与。						0078
施策の予算額・執行額	5(3)	5(3)	5(3)	5	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						-	

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

##

施策名	交通安全対策の総合的推進				担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(交通安全対策担当)金子 健				
施策の概要	交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)に基づき策定された「第10次交通安全基本計画」(平成28年3月11日中央交通安全対策会議決定)では、平成28年度から平成32年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めている。同基本計画に基づき、国の関係行政機関及び地方公共団体においては、交通の状況や地域の実態に即して、交通の安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に推進する。また、内閣府においては、道路交通の安全に関する調査研究の推進を図るとともに、交通安全思想の普及・啓発を図り、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を習慣付けるため「春・秋の全国交通安全運動」、「交通指導員等交通ボランティア支援事業」などの各種事業を、関係省庁・都道府県・政令指定都市・関係団体等と連携を図りつつ推進する。				政策体系上の位置付け	共生社会実現のための施策の推進						
達成すべき目標	第10次交通安全基本計画の各種交通安全施策を実施することにより、安全で安心な社会の実現を図るための交通安全の確保に努める。				目標設定の考え方・根拠	第10次交通安全基本計画		政策評価実施予定時期 平成29年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度			
1 第10次交通安全基本計画の道路交通の安全についての目標 ①24時間死者数 ②死傷者数	①4,117人 ②670,140人 (平成27年中)	平成27年度	①2,500人以下 ②50万人以下 (平成32年中)	平成32年度	第9次交通安全基本計画の道路交通の安全目標 ①3,000人以下 ②70万人以下	第9次交通安全基本計画の道路交通の安全目標 ①3,000人以下 ②70万人以下	目標値の達成	目標値の達成	目標値の達成	目標値の達成	目標値の達成	政府が実施すべき交通の安全に関する総合かつ長期的な施策の大綱として決定(中央交通安全対策会議)された第10次交通安全基本計画に道路交通の安全についての目標が掲げられているため、同目標を測定指標とすることとした。
					平成26年中 ①4,113人 ②715,487人	平成27年中 ①4,117人 ②670,140人	/	/	/	/	/	
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度			
2 春・秋の全国交通安全運動を始めとした施策が、交通安全に対する国民への意識向上に役立っていると思う人の割合	43.6%	平成27年度	70%	平成28年度	-	70%	70%	-	-	-	-	・国民の意識調査で、全国交通安全運動を始めとした施策が、交通安全の意識向上に役立っていると思う人が高い割合を示すことで、内閣府の施策が国民の交通安全意識向上に効果を挙げていることが裏付けられるため。
3 自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしていると思う人の割合	77.7%	平成27年度	90%	平成28年度	98%	90%	90%	-	-	-	-	・国民の意識調査で「交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしていると思う人」の割合が高い割合を示すことで、国民の交通安全意識が高いことが裏付けられるため。
参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由						
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	・調査研究については、国民の注目度や関連施策の今後の方向性に沿ったものとなるよう留意して実施しており、調査研究結果についての有用性や活用状況について検証することが重要。 ・調査研究結果については、他機関や自治体等での利用状況等を把握することにより、その有用性や活用状況を検証し、次年度以降の調査研究に活用する。						
4 調査研究結果の有用性、活用状況の検証	-	-	関係自治体等への調査結果の成果物の還元	関係自治体等への調査結果の成果物の還元	-							
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				関連する指標	達成手段の概要等	平成28年行政事業レビュー事業番号					
25年度	26年度	27年度	28年度									
(1) 交通安全基本計画の推進	-	-	-	-	1	第10次交通安全基本計画に掲げられている、高齢者及び子どもの安全確保、歩行者及び自転車の安全確保、生活道路における安全確保などを重点とした交通安全思想の普及徹底等の交通安全施策を推進。	-					
(2) 交通安全対策推進経費(昭和45年度)	144 (106)	127 (110)	116 (111)	75	2・3・4	交通安全対策推進経費は、交通安全対策調査研究等経費、交通安全対策人材育成等経費、交通安全対策理解促進経費からなり、これら各種交通安全施策を実施するもの。	0080					
施策の予算額・執行額	144 (106)	127 (110)	116 (111)	75	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		-					

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府28-47(政策13-施策③))

施策名	東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業					担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	暴力対策推進室長 馬場 純郎			
施策の概要	被災地においては、長引く避難生活や生活不安などの影響によるストレスの高まりなどから、女性が様々な不安・悩みを抱えることや、女性に対する暴力が懸念される。このため、相談者の気持ちに寄り添いながら話を聞き、相談者が抱える不安や悩みを整理し、必要に応じて支援の窓口を紹介することにより、相談者を必要な相談・支援につなげることを目的に、地方公共団体と協力して女性の悩み・暴力相談窓口を開設し、電話相談や面接相談等を行い、被災地において女性が安心して利用できる相談サービスを提供する。					政策体系上の位置付け	男女共同参画社会の形成の促進					
達成すべき目標	女性の人権尊重や女性に対する暴力の根絶に資するため、相談しやすい体制等の整備を図る。また、岩手県・宮城県・福島県における地元行政機関の相談機能の回復を図る。				目標設定の考え方・根拠	第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)第7分野1イ「相談しやすい体制等の整備」		政策評価実施予定時期	平成29年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度			
1 被災県の要望に応じた人材育成研修等の実施割合	100%	26年度	100%	28年度	100%	100%	100%	-	-	-	-	対応困難な相談事例に基づくスーパービジョン(専門性の高い全国からの派遣相談員による個別具体的なアドバイス)及び相談対応の基盤強化を目的とした講座を実施し、相談体制の充実を図る。
2 地元行政機関相談機能回復研修の募集定員に対する参加者割合	-	27年度	80%	28年度	-	80%	80%	-	-	-	-	本事業終了後を見据え、平成27年度から被災3県(岩手県・宮城県・福島県)において、地元行政機関の相談機能回復を図るための研修を実施しており、より多くの地元相談員の参加を目指す。
3 地元行政機関相談機能回復研修参加者における満足度	-	-	90%	28年度	-	-	90%	-	-	-	-	地元行政機関における相談員の対応力向上と、相談員のニーズに即した研修プログラムを実施する必要があることから設定。研修参加者全員に対して「受講者アンケート」を実施し、研修内容についての満足度を把握する。
参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由						
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度							
1 臨時相談窓口における相談件数(電話相談)	1,385件	5,069件	4,480件	1,556件	1,343件	相談件数は、被災地での相談ニーズを表す一つの指標ではあるが、本事業は最終的に地元行政機関の相談窓口への移行を目指すものであることから、参考指標としたもの。 なお、電話相談については平成26年度からは福島県のみで実施しているため、相談件数が減少している。						
2 臨時相談窓口における相談件数(面接相談)	80件	504件	357件	588件	459件	相談件数は、被災地での相談ニーズを表す一つの指標ではあるが、本事業は最終的に地元行政機関の相談窓口への移行を目指すものであることから、参考指標としたもの。						
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成28年 行政事業レビュー 事業番号					
	25年度	26年度	27年度	28年度								
(1) 東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業(平成24年度)	92 (69)	70 (56)	67 (48)	50	1,2,3	・地方公共団体、民間団体と協力して、被災3県(岩手県、宮城県、福島県)に臨時相談窓口を開設し、被災地において女性が安心して利用できる相談サービスを提供する。岩手県及び宮城県では、面接相談や仮設住宅等に訪問して相談を受け付け、県外避難者の多い福島県については、フリーコールによる電話相談を受け付ける。 ・相談対応の充実を図るため、全国女性団体から専門性の高いアドバイザーを派遣し、スーパービジョン等を実施する。 ・被災3県における地元行政機関の相談機能回復に資する研修を実施する。	0019					
施策の予算額・執行額	92 (69)	70 (56)	67 (48)	50	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		-					

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府28-48(政策14-施策①))

施策名	食品健康影響評価技術研究の推進				担当部局名	食品安全委員会事務局	作成責任者名	評価第一課長 関野秀人				
施策の概要	食品健康影響評価の推進のため、あらかじめ研究領域を設定し公募を行う「研究領域設定型」の競争的研究資金制度の下、リスク評価に関するガイドライン・評価基準の策定等に資する研究を委託方式にて実施する。				政策体系上の位置付け	食品の安全性の確保						
達成すべき目標	信頼性の高いリスク評価の効果的・効率的な実施を促進する。				目標設定の考え方・根拠	食品安全基本法(平成15年5月23日法律第48号)第16条及び同法第23条第1項第6号	政策評価実施予定時期	平成30年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
1 評価基準、ガイドライン、リスク評価書の作成等に研究成果が引用された課題の割合(研究終了後1年時点)(%)	20%	平成24年度	30%	平成30年度	30%	30%	30%	30%	30%	30%	30%	効率的なリスク評価を行うためには、研究の結果、リスク評価に資するガイドライン・評価基準、リスク評価書の作成等へ活用されることが望ましいことから、研究成果が引用された割合を指標とすることが適当。その割合を大きく向上させる観点から、30年度には基準値の50%増を目標として設定。なお、研究課題は、研究終了後1年以降に評価等に活用されるものも多いが、基準値及び目標値設定の観点から、研究終了後1年間に活用された課題数を計上している。
2 国内外の学術誌に掲載された論文数(研究開始後2年時点)(1課題あたり平均)	2.2	平成24年度	3.3	平成30年度	2.4	2.5	3.0	3.0	3.3	3.3	3.3	
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					平成28年 行政事業レビュー 事業番号	
	25年度	26年度	27年度	28年度								
(1) 食品健康影響評価技術の研究に必要な経費(平成17年度)	190 (184)	194 (188)	194 (194)	194	1, 2	今後概ね5年間に食品安全委員会において推進することが必要な研究・調査について、目標及び目標達成に向けた方策(道筋)等を内容とする「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」(平成26年12月全部改定)に沿って、リスク評価の適切な実施に資する研究を実施する。					0093	
施策の予算額・執行額	190 (184)	194 (188)	194 (194)	194	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		・第190回通常国会における河野内閣府特命担当大臣所信表明演説(内閣委員会) ・年月日:平成28年2月19日 ・関係部分(抜粋):「食品の安全は、国民の健康を守る上で極めて重要であり、科学的知見に基づき、その確保に全力を尽くします。また、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを強化してまいります。」					

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府28-49(政策14-施策②))

施策名	食品安全の確保に必要な総合的施策の推進				担当部局名	食品安全委員会事務局	作成責任者名	情報・勧告広報課長 岡田 正孝				
施策の概要	国民が高い関心を持っている食品の安全に関わる事項等について、厚生労働省、農林水産省等と連携しつつ、ホームページ、パンフレット、季刊誌、各種意見交換会等を通じ、関係者間での情報・意見の共有や交換を行うことにより、食品安全の確保に必要な総合的施策を実施する。				政策体系上の位置付け	食品の安全性の確保						
達成すべき目標	食品安全委員会が行うリスク評価の内容等に関する理解の増進を図り、食品安全に関する関係者相互間におけるリスクコミュニケーションを促進する。				目標設定の考え方・根拠	食品安全基本法(平成15年5月23日法律第48号)第13条及び同法第24条第1項第7号	政策評価実施予定時期	平成31年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度			
1 食品健康影響評価の内容等に関する意見交換会等への参加者に対するアンケート調査において、「内容について理解度が増進した者」の割合	88.7%	平成25年度～平成27年度平均	基準値より増	平成28年度～平成30年度3年平均	平成25年度から27年度の3年平均で基準値(81.2%)より増 87.4%	平成28年度から30年度の3年平均で基準値より増 92.7%	-	-	-	-	-	平成25年度から27年度に食品安全委員会が開催した意見交換会におけるアンケート調査において、説明内容について理解が深まったとする者の割合は平均で88.7%であったことから、意見交換会・連続講座等において、リスク分析の考え方や食品安全委員会の活動について分かりやすく情報提供した上で情報・意見の共有や交換に努めることにより、「リスク分析の考え方や食品安全委員会の活動についての理解が増進した者の割合」が3年平均で基準値を上回ることを目標値として設定。
2 当該年度に食品安全委員会ホームページのトップページに利用者がアクセスした件数	610千件	平成21年度～平成27年度の7中5	基準値より増	平成28年度～平成30年度3年平均	平成25年度から27年度の3年平均で基準値(586千件)より増 636千件	平成28年度から30年度の3年平均で基準値より増 500千件	-	-	-	-	-	リスクコミュニケーションの推進においては、リスク分析の考え方を理解した上で、食品の安全性について考えることができる関係者が増加することが重要であり、ホームページの閲覧者数を測定指標とすることが有効と考えられるため、ホームページの閲覧件数が3年平均で基準値の件数を上回ることを目標値として設定。(なお、ホームページの閲覧数は、大きな事件の有無により大きく変動することから、7中5(直近7ヶ年のアクセス数のうち最高・最低を除く5ヶ年平均)の数字を基準値として採用した。)
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等					平成28年 行政事業レビュー 事業番号
	25年度	26年度	27年度	28年度								
(1) 施経費 (平成15年度)	27 (20)	27 (25)	27	25	1,2	食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションについて、より一層きめ細かく促進するために、以下の取組を実施する。 ・意見交換会について、地方公共団体や消費者団体等と連携を図りながら、適切な企画・設計を行い、意見交換会において食品健康影響評価の内容等について分かりやすく情報提供した上で情報・意見の共有や交換に努めることにより、参加者の理解を増進させる。 ・ホームページに関し、食品安全委員会の活動等に関する情報を迅速に掲載するとともに、閲覧者の関心に配慮した魅力あるコンテンツとすることで、ホームページの閲覧数を増加させる。					0094	
施策の予算額・執行額	27 (20)	27 (25)	27	25	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		・第190回通常国会における河野内閣府特命担当大臣所信表明演説(内閣委員会) ・年月日:平成28年2月19日 ・関係部分(抜粋):「食品の安全は、国民の健康を守る上で極めて重要であり、科学的知見に基づき、その確保に全力を尽くします。また、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを強化してまいります。」					

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府28-50(政策15-施策①))

施策名	公益法人制度の運営と認定・監督等の実施					担当部局名	公益認定等委員会事務局・大臣官房公益法人行政担当室	作成責任者名	参事官・総務課長 明渡 将				
施策の概要	公益法人制度の適正な運営を推進するとともに、制度の理解促進や法人活動情報の発信等を行う。また、公益認定申請等の審査や公益法人に対する適切な監督等を実施する。					政策体系上の位置付け	公益法人制度の適正な運営の推進						
達成すべき目標	公益法人による公益活動を支援するとともに、法人の自己規律の確立や適正な法人運営の確保を図ることにより、公益法人の活動の健全な発展を促進し、「民による公益の増進」を推進する。					目標設定の考え方・根拠	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)	政策評価実施予定時期	平成29年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度				
1 HP「公益法人information」へのアクセス数	3,049,136	平成27年度	対前年度比増	平成28年度	対前年度比増	対前年度比増	—	—	—	—	—	—	<p>○国及び都道府県が共同で管理・運営する公益法人行政総合情報サイト「公益法人information」は、以下の特性を備えている。</p> <p>①国民が、公益法人に関する公表・公示情報、データベース、FAQ等の関連情報をオンラインで入手可能</p> <p>②法人が、各種申請、必要書類の提出及び申請状況の照会について、全て電子的に行うことが可能であると同時に、制度理解の助けとなる情報や監督に関する情報をオンラインで入手可能</p> <p>③行政庁が、共通のシステムを共同で管理・運用することにより、行政庁間の業務の標準化、簡素化及び効率化を促進</p> <p>○以上のように、公益法人に関する様々な情報提供や手続が一元的に行われる「公益法人information」が、国民・法人・行政庁からより多くアクセスされることを通じて、関係者における制度の理解促進、業務効率化等につながり、結果として公益法人の活動を支援するものとする。そのため、「公益法人information」へのアクセス数を測定指標とした。</p> <p>○目標については、「公益法人information」トップページへのアクセス数が対前年度比で増加することとする。</p>
2 定期立入検査の実施件数	—	—	700法人程度	平成28年度	650法人程度	750法人程度	700法人程度	—	—	—	—	—	<p>○公益法人の監督に当たっては、「監督の考え方」(平成20年11月21日内閣府)において、「公益認定申請等の審査、定期提出書類等の確認、立入検査などあらゆる機会を活用して法人の実態把握に努める」こととしており、適正な法人運営を確保するためには、内閣府として立入検査を適正に実施していくことが重要であることから、定期立入検査の実施件数を測定指標とした。</p> <p>○目標については、公益法人に対し定期的に行う立入検査について、「立入検査の考え方」(平成21年12月24日(平成26年5月14日一部改訂)内閣府)において「概ね3年を目途に全ての法人に対する立入検査が一巡スケジュールで実施することとする」とされていることを踏まえて適切に決定する。</p>

3 税額控除対象法人の法人数	949	平成27年度	対前年度比増	平成28年度	801	949	対前年度比増	—	—	—	—	<p>○公益法人が公益活動を行うためには、当該法人の財政基盤が確立されていることが重要であり、当該基盤の重要な要素の一つとして国民からの寄附がある。そのため、公益法人の活動の健全な発展を促進するためには、公益法人が寄附を集めやすい環境整備が必要である。</p> <p>○この環境整備として、公益法人による税額控除制度の利用が考えられる。税額控除対象法人に寄附をした個人は、自身の所得税について、所得控除に加えて税額控除の適用を受けることができる。税額控除は、幅広い所得層の寄附者にとって所得控除よりも優遇が大きいと、今まで寄附をしていなかった新規寄附者の開拓による寄附者数の増加が期待できる。</p> <p>○平成26年度までは、公益法人の財政基盤の強化による公益活動の活発化を目標として、寄附文化の醸成が必要であると、その指標として公益法人に対する寄附金総額を設定していた。しかしながら、当該額は1件当たりの寄附金額の多寡等から受ける影響が大きいという点があったことを踏まえ、「平成26年度実施施策に係る政策評価書」において、寄附文化の醸成の状況をより適切に把握するための指標を検討することとし、その結果本年度より、公益法人に対する「寄附金総額」を廃し、新たに「税額控除対象法人数」を指標とすることとした。</p> <p>○実際に、平成25年11月に当室が実施した「公益社団法人及び公益財団法人の寄附金収入に関する実態調査」において、税額控除対象法人は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度導入前に比べ、制度導入後の個人寄附による寄附金収入額が約3倍に増加 ・非税額対象法人に比べて寄附件数の増加率が高い <p>という結果が出ており、税額控除対象法人と寄附増加の関連性があることが分かる。</p> <p>○目標については、税額控除対象法人数が対前年度比で増加することとする。</p>
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度							
1 公益法人への寄附金総額	—	—	2,157億円(※)	1,817億円(※)	2,214億円(※)	<p>公益法人の寄附集めの状況を把握するため(測定指標3関係)。 ※寄附金総額の実績値は、内閣府が公表した「公益法人に関する概況」における数値(それぞれ当該年度の12月1日時点(集計期間は前年度の12月1日から当該年度の11月30日までの1年間))。</p>						
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等					平成28年 行政事業レビュー 事業番号	
	25年度	26年度	27年度	28年度								
公益法人制度の適正な運 (1) 営の推進に必要な経費 (平成26年度)	— (—)	94 (71)	89 (75)	96	1、2、3	<p>○ホームページ「公益法人information」を通じた情報発信 ・法人データベース、法人活動事例紹介 等 ・法人運営の参考となる情報、監督に関する情報提供 等 ・申請書の記載例 等</p> <p>○定期刊行の広報誌「公益認定等委員会だより」、パンフレット「民間が支える社会を目指して」の発行など各種媒体の活用</p> <p>○内閣府職員による窓口相談、民間の専門家を活用した法人向け相談会、法人を対象とした内閣府職員によるセミナー等の法人支援</p> <p>○監督のための職員による公益法人への立入検査</p> <p>※予算額は、「公益認定等総合情報システム」の運用経費を含む。</p>					0095	
施策の予算額・執行額	— (—)	94 (71)	89 (75)	96	<p>施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>「経済財政運営と改革の基本方針2015」(平成27年6月30日閣議決定)(関係部分抜粋) 「共助の活動への多様な担い手の参画と活動の活発化のために、関係府省庁が連携してボランティア参加者の拡大と寄附文化の醸成に向けた取組を推進するとともに、NPOやソーシャルビジネス等の育成等を通じて、活力あふれる共助社会づくりを推進する。」</p>						

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府28-51(政策16-施策①))

施策名	経済社会活動の総合的研究								担当部局名	経済社会総合研究所	作成責任者名	総務部長 桑原 進 景気統計部長 西崎 寿美	
施策の概要	内部部局との連携を図りつつ、計量モデル等の分析ツールの開発、経済理論等を用いた政策分析、景気指標の作成などを行う。また、内外の研究機関との共同研究を実施するなど、専門的研究の深化と普及に貢献する。								政策体系上の位置付け	経済社会総合研究の推進			
達成すべき目標	本施策の推進により、政策の企画立案・推進を支援するとともに、国民への情報提供を行う。						目標設定の考え方・根拠		内閣府設置法第4条第3項第5号		政策評価実施予定時期	平成30年8月	
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
1 ESRI Discussion Paper等の研究成果に関するHPへのアクセス件数	39,111	25年度	基準値以上	28年度	前年度比増 38,114	前年度比増 27,895	基準値以上	-	-	-	-	HPのアクセス件数は研究等の成果が政策部局及び国民にとってどの程度注目・活用されたかを示すものであり、政策部局への貢献及び国民への情報提供を推し量る指標として適切と言える。	
2 景気指標に関するHPへのアクセス件数	300,948	25年度	基準値以上	28年度	前年度比増 474,585	前年度比増 661,382	基準値以上	-	-	-	-	HPのアクセス件数は研究等の成果が政策部局及び国民にとってどの程度注目・活用されたかを示すものであり、政策部局への貢献及び国民への情報提供を推し量る指標として適切と言える。	
参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由							
	23年度		24年度		25年度	26年度		27年度					
1 発表論文数	35		19		23	20		22				測定指標1の対象となる成果物の数量を説明するものであるため。但し、公表時とアクセス時点は異なることに留意が必要である。	
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等					平成28年 行政事業レビュー 事業番号		
	25年度	26年度	27年度	28年度									
経済社会活動の総合的研究(1) 究に必要な経費(平成12年度)	313 (254)	332 (248)	383 (283)	406	1,2	経済活動及び社会活動についての経済理論等を用いた研究を行い、ESRI Discussion Paperや景気指標等の形で政策の企画立案・推進を支援するとともに、HP等を通じて国民への情報提供を行う。					0096		
施策の予算額・執行額	313 (254)	332 (248)	383 (283)	406	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		-						

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府28-52(政策16-施策②))

施策名	国民経済計算				担当部局名	経済社会総合研究所	作成責任者名	国民経済計算部 企画調査課長 多田 洋介				
施策の概要	国民経済計算関連統計の作成のため、推計に必要な基礎調査の実施、推計プログラムの開発や修正、地域経済計算やサテライト勘定の調査研究を請負契約により実施している。また、四半期別GDP速報(QE)における地方政府の政府最終消費支出を推計するため、地方政府の予算執行状況を把握する必要があり、地方公共団体委託調査を実施している。				政策体系上の位置付け	経済社会総合研究の推進						
達成すべき目標	国連の示す国民経済計算体系の基準に則して、国民経済計算の推計を行い、四半期別GDP速報(QE)、国民経済計算確報を公表するとともに、地域経済計算やサテライト勘定の調査研究を行っており、国民経済計算関連統計を作成・整備する。また、基礎資料が不足している分野については、民間非営利団体実態調査等を独自に実施している。これらの事業を通じて政策判断材料を提供し、経済財政政策の企画・推進を支援すること、また国民への情報提供を行うことをその目的としている。				目標設定の考え方・根拠	内閣府設置法第4条第3項第6号		政策評価実施予定時期	目標未達成時			
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値									測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度			
「公的統計の品質保証に関するガイドライン」における品質評価の観点を踏まえ、①統計を事前の公表予定どおりに公表、②統計の作成方法、利用上の注意等の情報を公表。	100%	23年度	100%	28年度	100%	100%	100%	-	-	-	-	「公的統計の品質保証に関するガイドライン」(平成22年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ、平成23年4月8日改定)により、①統計を事前の公表予定どおりに公表すること、②統計の作成方法、利用上の注意等の情報を公表することについて、公表を予定していた統計等の数に対する予定通り公表した統計等の数の割合を100%とすることを目標値として設定。
測定指標	基準	目標	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)									測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度			
新たな国際基準である2008年国民経済計算体系(2008SNA: System of National Accounts 2008)への対応	一部事項のみ対応済み	24年度	2008SNAの実装完了及び計数の公表	28年度	対応方針の決定	実装作業の開始	実装作業の完了及び計数の公表	-	-	-	-	国連において、1993SNAに代わる新たな国民経済計算体系として2008SNAが平成20~21年に採択されたことを受け、26年度から始まる新たな「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成26年3月25日閣議決定)により平成28年度末までに実施することとされているため。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					平成28年 行政事業レビュー 事業番号	
	25年度	26年度	27年度	28年度								
国民経済計算に必要な経費(平成12年度)	199 (153)	223 (184)	258 (209)	229	1、2	・国連の示す国民経済計算体系の基準に則して、国民経済計算の推計を行い、四半期別GDP速報(QE)、国民経済計算確報を公表するとともに、地域経済計算やサテライト勘定の調査研究を行っており、国民経済計算関連統計を作成・整備する。また、基礎資料が不足している分野については、民間非営利団体実態調査等を独自に実施する。 ・これら事業を通じて政策判断材料を提供し、経済財政政策の企画・推進を支援すること、また国民への情報提供を行うことをその目的としている。					0097	
施策の予算額・執行額	199 (153)	223 (184)	258 (209)	229	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					-		

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府28-53(政策16-施策③))

施策名	人材育成、能力開発				担当部局名	経済社会総合研究所	作成責任者名	経済研修所総務部長 石井 照夫				
施策の概要	計量経済分析、経済理論等に関する経済研修・経済理論研修の実施				政策体系上の位置付け	経済社会総合研究所の推進						
達成すべき目標	政策担当者の企画立案能力や調査分析能力の向上を図り、より効果的・効率的な経済政策等を実施することに寄与する。				目標設定の考え方・根拠	内閣府設置法第4条第3項第56号		政策評価実施予定時期	平成29年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度			
1 研修に対する研修員アンケートの満足度	84.2%	平成20年度	-	-	87%以上 90.3%	87%以上 88.2%	87%以上					各研修において研修員の87%以上の満足度を得られれば、目標は達成されたと判断出来る為。 根拠:基準年度(調査開始年度)から平成24年度までの満足度の平均を目標値に設定
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度			
2 分析技能の習得・向上を図る研修での達成度	9.1点 /10点満点	平成26年度	-	-	9.1点以上 9.1点	9.1点以上 9.5点	9.1点以上					Excel技能研修等の分析技能の習得・向上を図る研修に於いて、平成26年度以降は研修終了時にレベルチェックを実施し、研修期間中の達成度を測る ※平成26年度実施結果を受けて、基準値及び目標値を設定した
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度			
3 語学関連研修での向上度	83.3%	平成26年度	-	-	83.3%以上 83.3%	83.3%以上 83.3%	83.3%以上 -					語学研修では、受講前に全受講生のレベルチェックを実施していた。平成26年度以降は、研修終了時に再度レベルチェックを実施し、研修期間中の向上度を測る。一定のレベルアップが見られれば、当該研修の目的は達成されたと判断出来る為。 ※平成26年度実施結果を受けて、基準値及び目標値を設定した
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する指標	達成手段の概要等				平成28年 行政事業レビュー 事業番号	
	25年度	26年度	27年度	28年度								
(1) 経済研修所運営に必要な経費 (平成12年度)	13 (8)	13 (9)	13 (6)	12	1~3	各府省の職員に対する、計量経済分析、経済理論等に関する経済研修・経済理論研修の実施				0098		
施策の予算額・執行額	13 (8)	13 (9)	13 (6)	12	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						-	

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府28-54(政策17-施策①))

施策名	迎賓施設の適切な運営				担当部局名	迎賓館、大臣官房企画調整課国際室	作成責任者名	庶務課長 船坂 和夫					
施策の概要	日本の外交に資するため、迎賓施設において海外の賓客に対し接遇を行うとともに、賓客が満足できる安全・快適な施設の提供など、円滑な接遇を行うための迎賓施設の管理・運営を行う。 また、迎賓施設の役割について、多くの国民及び外国人観光客の理解を深めるため、平成28年度から接遇に支障のない範囲内で通年公開を行う。				政策体系上の位置付け	迎賓施設の適切な運営							
達成すべき目標	迎賓施設において、海外の賓客に対し接遇を行う等、日本の外交に資するものとする。 また、迎賓施設の一般公開は観光立国の推進に大きく資するという考えの下、一般公開を通年で行うものとする。				目標設定の考え方・根拠	「迎賓館の運営大綱について」(昭和49年7月9日 閣議了解) 「京都迎賓館の使用について」(平成17年3月16日 内閣総理大臣決定) 「迎賓館別館の使用について」(平成24年6月11日 内閣総理大臣決定)		政策評価実施予定時期 平成29年8月					
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度				
1 年間参観者数	33,000人	平成27年度	868,000人	平成28年度	—	33,000人	868,000人	—	—	—	—	—	迎賓施設の役割について、多くの国民及び外国人観光客の理解を深めるため、平成27年度の参観者数(参観定員)である赤坂迎賓館(20,000人)及び京都迎賓館(13,000人)の合計を目標値として設定した。平成28年度より一般公開が通年化されたことに伴い、当該年度より目標値を見直した。
2 接遇業務に関して、迎賓施設管理についての苦情等の数	0件	平成25年度	0件	28年度	0件	0件	0件	—	—	—	—	—	迎賓館の接遇業務は、外国賓客が迎賓施設を常に安全かつ快適に滞在できる施設として提供を行うこと。これまで施設管理上の苦情等(迎賓館の責により寄せられた不満足の表明等)の経験はなく、賓客国から感謝(満足)の意を表されている。高評価が当然の使命であることを前提としていることから、当該指標を設定した。
3 接遇業務に関して、賓客国からの要請(施設管理上)に対応できた割合	100%	平成25年度	100%	28年度	100%	100%	100%	—	—	—	—	—	迎賓館の接遇業務は、外国賓客が迎賓施設を常に安全かつ快適に滞在できる施設として提供を行うこと。これまで賓客国から要請された対応(合理的理由に基づく依頼等)については感謝(満足)の意を表されている。高評価が当然の使命であることを前提としていることから、当該指標を設定した。
4 赤坂・京都迎賓館一般公開(通年)参観者アンケート実施による肯定的評価(「満足」、「まあ満足」の合計割合)	作業中	平成28年度	90%以上	28年度	—	—	90%以上	—	—	—	—	—	従来、迎賓館参観及び前庭公開を年2回行っており(京都迎賓館については参観のみ)、迎賓施設の役割等への理解度を検証するとともに、一般公開実施方法の改善に資するため左記測定指標を設定してきたところ。平成28年4月以降、公開時期を通年にするなど、公開対象、応募方法等を抜本的に見直すため、平成28年度を基準値とした。今後も参観者等の意見を踏まえ、参観等の実施結果を分析・検討し、課題解決に向けて改善努力することにより、国民目線でのおもてなし対応し、高評価を目指す。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等							平成28年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度	27年度	28年度									
(1) 赤坂迎賓館参観経費(参観:昭和50年度、前庭公開:平成22年度)	15 (16)	16 (22)	19 (30)	275	1.4	国公賓等の接遇に支障のない時期に参観(参観、前庭公開、和風別館参観)を実施。 これまで参観では、夏季に10日間、前庭公開については秋季に3日間実施。平成28年2月に一般公開の試行を実施し、この結果を踏まえて平成28年4月以降、通年で参観・前庭公開・和風別館参観を実施する予定。参観希望者の募集を行い、応募多数の場合には先着順により参観者を決定(一部当日受付)。前庭公開については、入場は自由で申し込み等は不要。 参観及び和風別館参観ともに、写真パネル等により接遇時の様子を展示し、また、音声による室内装飾等あるいは建築様式等の説明を行うなど、参観の内容を充実させている。パンフレットについては、従来の日英に加えて、日韓・日中を作成。							0099
(2) 京都迎賓館参観経費(平成17年度)	14 (12)	13 (13)	12 (12)	22	1.4	国公賓等の接遇に支障のない時期に参観を実施。 これまでの参観では、夏季に10日間実施。赤坂迎賓館と同様に、参観日数を拡大することを予定している。具体的には、平成28年4月下旬から5月上旬までの間に一般公開の試行を実施し、この結果を踏まえて、平成28年7月下旬から通年で参観を実施する予定。 参観に当たっては、接遇時のしつらひの再現、各種説明パネル等による接遇の様子、京都迎賓館で用いられた伝統技術・伝統技術の説明を展示し、また、説明員による各室の特徴等の説明を行うなど、参観の内容を充実させている。							0100
施策の予算額・執行額	825 (789)	852 (813)	866 (834)	1266	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)								

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府28-56(政策19-施策①))

施策名	北方領土問題解決促進のための施策の推進				担当部局名	北方対策本部	作成責任者名	参事官 山崎 速人					
施策の概要	国民への広報啓発等を通じて、北方領土問題の促進を図る。				政策体系上の位置付け	北方領土問題の解決の促進							
達成すべき目標	北方領土問題に対する国民の理解と関心を高める。				目標設定の考え方・根拠	内閣府設置法、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律及び北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針において、国は粘り強い外交交渉の後押しする国民世論の啓発を図ることとされている。	政策評価実施予定時期	平成31年8月					
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
1	北方対策本部ホームページへのアクセス件数	122,727件	23年度	150,000件	30年度	前年度比増 161,896件	前年度比増 134,146件			150,000件以上	150,000件以上	150,000件以上	ホームページによる国民への周知度を測定する指標として適当であるため。 ※実績値は26年度11月よりアクセスログ解析のシステム変更により、再計算した数値である。
2	全国各地で開催される北方領土問題の解決の促進に資する行事(「独」北方領土問題対策協会が主催する行事を除く。)の回数	129回	15年度	100回以上	30年度	100回以上 146回	100回以上 143回			100回以上	100回以上	100回以上	すそ野の広い国民の理解と関心を高めるため、全国各地において、各種大会、講演会、研修会、署名活動等が少なくとも毎年100回以上実施されるよう働きかけを行うことが必要であるため。
3	「北方領土問題教育者会議」の設置数	40都道府県	24年度	47都道府県	30年度	前年度比増 44都道府県	前年度比増 44都道府県			47都道府県	47都道府県	47都道府県	学校教育における北方領土教育の充実を図る環境整備に向け、全都道府県に「北方領土問題教育者会議」が設置されるよう働きかけを行う必要があるため。
4	「エリカちゃん」フェイスブックの「いいね」の数	997	25年度	前年度比増	30年度	前年度比増 1623	前年度比増 1839			前年度比増	前年度比増	前年度比増	相対的に北方領土問題への理解と関心が低い若年層をターゲットにした広報ツールとして、「独」北方領土問題対策協会が運営しているフェイスブックの認知度を上げる必要があるため。
参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由							
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度								
1	全国各地で開催される北方領土問題の解決の促進に資する行事等の情報を北方対策本部ホームページに掲載する回数	月1回以上	月1回以上	月1回以上	年51回	年48回	情報提供ツールとして、ホームページにおける随時の更新が適当であるため。						
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等				平成28年行政事業レビュー事業番号		
	25年度	26年度	27年度	28年度									
(1)	北方領土返還要求運動推進等経費(昭和43年度)	75 (59)	85 (81)	78	76	1, 2	北方領土問題の早期解決のため、粘り強い外交交渉を後押しする国民世論の啓発、特に、若い世代への啓発として、修学旅行生等への学習機会の拡充などを実施することにより、国民の正しい理解と関心の促進を図ることが見込まれる。また、返還要求運動の原点とも言うべき北方領土隣接地域における振興啓発事業を支援することにより、返還要求運動の活性化を図ることが見込まれる。				0104		
(2)	独立行政法人北方領土問題対策協会運営費交付金(平成15年度)	1,236 (1,236)	1,215 (1,215)	1,210	1,236	1, 2, 3, 4	「独」北方領土問題対策協会と連携したフェイスブックやツイッターなどのSNSを活用した啓発や「北方領土返還要求運動都道府県民会議」及び返還要求運動に取り組む民間団体等の活動を支援することにより、返還要求運動の活性化を図ることが見込まれる。また、「北方領土問題教育者会議」の設置の要請を未設置県に行うこと等により、同会議の設立が見込まれる。				0151		
施策の予算額・執行額	1,310 (1,295)	1300 (1,295)	1275 1287	1312	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	ロシアとは、世界が直面する様々な課題に共に立ち向かう関係を築きたい。ウクライナ情勢については、G7の連携を重視しつつ対処いたします。領土問題の解決、平和条約の締結に向けて、経済、エネルギー、文化など幅広い分野で関係強化を一步一歩進めます。あらゆる機会を見つけて対話を重ねてまいります。(第190回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説)							

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府28-58(政策20-施策②))

施策名	子ども・子育て家庭の生活安定化等の推進					担当部局名	子ども・子育て本部	作成責任者名	児童手当管理室長 樋口 俊宏			
施策の概要	父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給する。					政策体系上の位置付け	子ども・子育て支援の推進					
達成すべき目標	児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。					目標設定の考え方・根拠	児童手当法第1条に規定されている。		政策評価実施予定時期 平成29年8月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
1 児童の出生に伴い新規認定した者のうち、児童の出生月の翌月分から支給された者の割合(サンプル調査)	95%	毎年度	95%以上	毎年度	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	児童手当は請求した月の翌月分から支給するものである。子どもが生まれた場合は、生まれた月又は出生日の翌日から起算して15日以内に請求すれば、出生月の翌月分から支給される。逆に当該期間を過ぎてから請求した場合は、請求した月の翌月分からの支給となり、本来受け取れたはずの月分の手当が受け取れなくなる。 このため、行政は受給資格者に対して、受給事由が生じた際は速やかに認定請求していただくよう勧奨することが肝要であり、出生による新規請求者が確実に出生月の翌月分から支給されているかを把握することが政策効果を検証するうえで妥当である。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等					平成28年 行政事業レビュー 事業番号	
	25年度	26年度	27年度	28年度								
(1) 児童手当等交付金に必要な経費 (昭和46年度) ※平成26年度までは厚生労働省において計上	1,461,134 (1,452,409)	1,417,776 (1,407,695)	1,417,664 (1,390,204)	1,415,471	1	児童を養育している者に児童手当を支給する。 【支給額】 ①所得制限額未満である者 3歳未満 月額15,000円 3歳以上小学校修了前(第1子・第2子) 月額10,000円 3歳以上小学校修了前(第3子以降) 月額15,000円 中学生 月額10,000円 ②所得制限額以上である者(特例給付) 月額5,000円 ※ 所得制限額は、960万円(夫婦・児童2人世帯)を基準に設定し、平成24年6月分から適用。					0108	
施策の予算額・執行額	1,461,134 (1,452,409)	1,417,776 (1,407,695)	1,417,664 (1,390,204)	1,415,471	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)					-		

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府28-62(政策22-施策①))

施策名	国際平和協力業務等の推進				担当部局名	国際平和協力本部事務局	作成責任者名	参事官 小林 真一郎				
施策の概要	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成4年法律第79号。以下「国際平和協法力」という。)に基づき、国際平和協力業務等を実施する。				政策体系上の位置付け	国際平和協力業務等の推進						
達成すべき目標	国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与すること。				目標設定の考え方・根拠	国際平和協法力第1条において、同法の目的として、国際平和協力業務等の実施により、「我が国が国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与すること」が規定されている。	政策評価実施予定時期	目標未達成時				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値				測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
		基準年度		目標年度	年度ごとの実績値							
					26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
国際平和協力業務等に対する国連、現地政府等の評価	肯定評価	平成19年度	肯定評価	平成28年度	肯定評価	肯定評価	肯定評価					国際平和協力業務等において、国内や国連・現地政府等の評価が、国際平和協法力第1条に規定する「我が国が国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与すること」を果たしているかどうかを測る大きな目安になるため。
参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由						
	23年度		24年度		25年度	26年度		27年度				
国連等の要請に対する我が国の派遣先・物資協力の件数	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴラン高原国際平和協力業務 ・スーダン国際平和協力業務 ・ハイチ国際平和協力業務 ・東ティモール国際平和協力業務 ・南スーダン国際平和協力業務 		<ul style="list-style-type: none"> ・ゴラン高原国際平和協力業務 ・ハイチ国際平和協力業務 ・東ティモール国際平和協力業務 ・南スーダン国際平和協力業務 ・国連ハイチ安定化ミッションへの物資協力 ・国連高等弁務官事務所への物資協力 ・国連兵力引き離し監視隊への物資協力 		<ul style="list-style-type: none"> ・南スーダン国際平和協力業務 ・国際移住機関への物資協力 ・国連南スーダン共和国ミッションへの物資協力(第1回) ・国連南スーダン共和国ミッションへの物資協力(第2回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・南スーダン国際平和協力業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・南スーダン国際平和協力業務 			国際平和協力業務等において、国連等の要請に対する我が国の派遣先・物資協力の件数が、国際平和協法力第1条に規定する「我が国が国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与すること」を果たしているかどうかを測る参考となるため。		
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等				平成28年行政事業レビュー事業番号	
	25年度	26年度	27年度	28年度								
(1) 国際平和協力隊の派遣等経費(平成4年度)	190(77)	141(74)	122	118	1	国際連合の要請等に基づき、国際平和協力業務を実施するため、国際連合平和維持活動等に参加する国際平和協力隊員の派遣等を行う。					0116	
(2) 国際平和協力のための人材育成経費(平成17年度)	39(37)	37(30)	47	40	1	既に国際平和協力の現場で活動し、同分野における知見を有する者を対象として、公募を実施し、選考を行ったうえで国際平和協力研究員を採用。国際平和協力分野に関する調査・研究活動のほか、研究員各自の専門性を発揮しつつ各種事務局業務に従事させることにより、総合的な能力向上・人材育成を図るとともに、事務局機能の強化を図る。					0117	
(3) 人道救援物資備蓄経費(平成9年度)	116(153)	151(124)	182	198	1	国際連合等の要請に基づき、人道的な国際救援活動に係る物資協力を迅速に実施するため、基本的な人道救援物資の備蓄を行う。					0118	
施策の予算額・執行額	345(267)	354(228)	351	356	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		<p>第190回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成28年1月22日)(抜粋)</p> <p>4 より良い世界への挑戦 (世界の中心で輝く日本) 本年から、日本は、安全保障理事会の非常任理事国の重責を担います。国連改革を推し進め、世界の平和と安定にしっかりと責任を果たしてまいります。</p> <p>第70回国連総会における安倍内閣総理大臣一般討論演説(平成27年9月29日)(抜粋)</p> <p>カンボジアや東ティモールで、日本は外交努力、PKO派遣、その後長年にわたる支援に力を尽くしてまいりました。(中略)そして日本自身がこの先PKOにもっと幅広く貢献することができるよう、最近、法制度を整えました。(中略)この強みをもって、私たちは、国連を強くしたいと思っています。</p> <p>第2回PKOサミット 安倍総理スピーチ(平成27年9月28日)(抜粋)</p> <p>国連平和活動が情勢の変化に対応して結果を出すために、変革は不可欠な視点であり、国連平和活動に貢献している加盟国が直視すべき課題であると認識しています。この観点から、日本は着実に努力し、一層貢献することをお約束いたします。</p>					

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府28-63(政策23-施策①))

施策名	科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡				担当部局名	日本学術会議事務局	作成責任者名	企画課長 小林真一郎					
施策の概要	各学術分野における様々な課題や社会が抱える特に重要な課題について、日本学術会議会員及び連携会員で構成する委員会等を設置、開催して、科学に関する重要事項の審議を行うことにより、政府からの諮問に対する答申、政府に対する勧告、その他政府、社会に対する提言等を行う。				政策体系上の位置付け	科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡							
達成すべき目標	わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること。				目標設定の考え方・根拠	日本学術会議法第2条、第3条		政策評価実施予定時期 平成30年8月					
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
1	学術フォーラムの参加者アンケートで肯定的に評価した者の割合(平均値)	85%	-	85%以上	平成29年度	前年度以上	前年度以上	85%以上	-	-	-	-	学術フォーラムは、科学的・学術的な研究成果を国民に還元するための活動として開催している事業である。アンケート結果を測定指標に掲げ、その実績値を分析することが内容改善の一助となると考えられるため、アンケート結果を測定指標に掲げた。なお、目標値はこれまでの実績値を勘案して設定した。
2	地区会議公開講演会の来場者アンケートで肯定的に評価した者の割合(平均値)	85%	-	85%以上	平成29年度	前年度以上	前年度以上	85%以上	-	-	-	-	地区会議公開講演会は、科学的・学術的な研究成果を国民に還元するための活動として開催している事業である。アンケート結果を測定指標に掲げ、その実績値を分析することが内容改善の一助となると考えられるため、アンケート結果を測定指標に掲げた。なお、目標値はこれまでの実績値を勘案して設定した。
参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由							
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度								
1	共同主催国際会議・国際シンポジウムの開催回数	7回	8回	8回	10回	11回	日本学術会議の国際活動のうち、共同主催国際会議・国際シンポジウムの開催は活動の一つの柱であり、その活動状況を測る一つの参考指標として、会議の開催回数を掲げた。						
2	学術フォーラムの開催回数	10回	12回	13回	17回	8回	学術フォーラムは、科学的・学術的な研究成果を国民に還元するための活動として開催している事業であり、その活動状況を測る一つの参考指標として、開催回数を掲げた。						
3	地区会議公開講演会の開催回数	8回	10回	8回	8回	8回	地区会議公開講演会は、科学的・学術的な研究成果を国民に還元するための活動として開催している事業であり、その活動状況を測る一つの参考指標として、開催回数を掲げた。						
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成28年 行政事業レビュー 事業番号						
	25年度	26年度	27年度	28年度									
(1)	各国アカデミーとの交流等の国際的な活動(昭和23年度)	183 (166)	188 (179)	222 (199)	208	-	各国アカデミーとの交流や国際学術機関への対応を行い、国際的な場面での我が国の科学者の立場の表明や、世界の科学・技術の潮流に接する機会を持つことによって、我が国の科学者の地位向上や、学術分野における国際社会で我が国が名誉ある地位を占め、世界をリードする立場になるよう、寄与している。	0115					
(2)	科学の役割についての普及・啓発(昭和61年度)	3 (2)	3 (3)	3 (3)	3	1	日本学術会議会員等による講演・パネルディスカッションを内容とする学術フォーラムを開催することにより、学術成果の国民への還元を図っている。	0116					
(3)	科学者間ネットワークの構築(昭和24年度)	8 (7)	8 (8)	8 (7)	8	2	全国7ブロックで地区会議を開催し、その中で行われる地区会議公開講演会を通じて日本学術会議が集積した研究成果や学術情報の提供を行うとともに、地域の科学者との意見交換の場を設けることで、科学者間ネットワークの構築に寄与している。	0117					
施策の予算額・執行額	194 (175)	199 (190)	233 (209)	219	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		-						

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府28-64(政策24-施策①))

施策名	民間人材登用等の推進				担当部局名	官民人材交流センター	作成責任者名	総務課長 城戸 亮						
施策の概要	・早期退職募集制度の施行に併せて、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を実施する。 ・官民の人材交流の円滑な実施のための支援として、官民の人材交流の実施に関する情報提供や制度等に関する広報・啓発活動を実施する。				政策体系上の位置付け	官民人材交流センターの適切な運営								
達成すべき目標	・早期退職募集制度の施行に伴い、透明性の高い形で民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を実施する。 ・官民の人材交流の円滑な実施のための支援として、民間企業を対象とする説明会及び企業・府省間の意見交換会を実施する。				目標設定の考え方・根拠	・「国家公務員の雇用と年金の接続について」(平成25年3月26日閣議決定) ・「採用昇任等基本方針」(平成26年6月24日閣議決定) ・「官民人材交流センターに委任する事務の運営に関する指針」(平成26年6月24日内閣総理大臣決定)	政策評価実施予定時期	平成29年8月						
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
					26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度			
1 民間委託による再就職決定率(再就職者数/支援人数)	57.1%	25年度	基準年度以上	28年度	基準年度以上 71.4%	基準年度以上 61.4%(*)	基準年度以上 -					再就職支援については、早期退職を希望し応募認定退職をする者が対象となり、民間の再就職支援会社に業務を委託するものであるため、委託会社に状況確認・指導をするなどし、実効性の高いものにしていく必要があることから、再就職決定率を測定指標とする。 (*)再就職支援を継続中の利用者がいるため、暫定値。		
2 説明会アンケートにおいて、官民人事交流を実施又は検討したいとした出席者の割合	82.0%	27年度	基準年度以上	28年度	-	-	基準年度以上					官民人事交流制度等の周知及び理解等を目的とした説明会の効果を図る観点から、交流の実施に前向きな回答のあった出席者の割合を指標とする。		
参考指標	23年度				24年度			25年度		26年度		27年度		参考指標の選定理由
1 再就職者数及び再就職支援人数					12人/21人			25人/35人		27人(*)/44人		施策の利用者等を示すアウトプット指標。 (*)再就職支援を継続中の利用者がいるため、暫定値。		
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等						平成28年 行政事業レビュー 事業番号		
	25年度	26年度	27年度	28年度										
1 民間の再就職支援会社を(1)活用した再就職支援経費(平成25年度)	50 (7)	52 (1)	67 (18)	62	1	応募認定退職をするものであって、再就職支援を受けることを希望する者に対する再就職支援業務を民間の再就職支援会社に委託して実施。						0118		
施策の予算額・執行額	50 (7)	52 (1)	67 (18)	62	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)						-			